

(平成22年7月14日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

厚生年金関係 3件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年5月1日から41年9月22日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、A社B支社における申立人の資格喪失日に係る記録を41年9月22日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を40年5月から同年9月までは2万円、40年10月から41年8月までは2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月1日から41年12月1日まで  
昭和40年4月1日から41年12月1日まで、A社B支社（C営業所）でセールスマンを指導する立場で勤務していたが、このうち、厚生年金保険の加入記録が昭和40年4月1日から同年5月1日までしかないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年3月ごろ、A社B支社に入社し、41年11月末に退職したとしているが、オンライン記録によれば、申立人の厚生年金保険の加入記録は、A社B支社において、昭和40年4月1日から同年5月1日までとなっている。

しかし、申立人が所持するA社養成所23期生（4月から7月初頭までD県で研修）の修了証書（昭和40年7月3日付）及び修了式の写真により、少なくとも昭和40年7月までは同様の勤務形態で勤務していることが確認できるほか、A社B支社の同僚の供述から41年9月ごろまで同支社で勤務していたことが推認できる。さらに、A社B支社を退職後に勤務したE社の同僚は、同社が開業（昭和41年9月22日）したときから一緒に勤務していたと供述し、申立人もA社B支社を退職した後すぐにE社に勤務したとしていることから、41年9月21日ごろにA社B支社を退職し同月22日からE社に勤務したと推認できる。

一方、F社（A社の継承会社）では、人事記録、賃金台帳等は既に廃棄し、勤務実態等は不明としているが、「研修期間中や、勤務期間中に厚生年金保険の資格が喪失することはない。」旨供述している。

また、F社が把握している申立人以外のA社養成所23期生19人のうち各支社で採用されたと思われる者が15人いるが、オンライン記録によるとすべての者は研修期間を含め継続して厚生年金保険に加入していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和40年5月1日から41年9月22日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の当時の同僚の標準報酬月額及び申立人の賃金日額から、昭和40年5月から同年9月までは2万円、40年10月から41年8月までは2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格喪失の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和40年5月から41年8月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和53年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年9月30日から同年10月1日まで

社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。申立期間については、本支社間の転勤であり、継続してA社に勤務しており、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

B社C工場からの回答及び同社が提出している申立人に係る在籍証明書により、申立人は、昭和53年4月3日から同社に継続して勤務し（昭和53年10月1日にA社本社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和53年8月のオンライン記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としているが、事業主が昭和53年10月1日付けで申立人の資格喪失の届出を行ったにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月分保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和30年2月1日）及び資格取得日（昭和30年10月1日）の記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年2月1日から同年10月1日まで  
社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答を得た。昭和29年5月1日から37年3月31日まで、A社及びその関連事業所に継続して勤務していた。申立期間はA社に勤務しており、厚生年金保険に未加入となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び厚生年金保険被保険者台帳によれば、申立人は、B市にあったA社において、昭和29年12月20日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、30年2月1日に同資格を喪失し、その8か月後の同年10月1日に同社において再度資格を取得しており、申立期間（昭和30年2月1日から同年10月1日まで）の被保険者記録が無いこととなっている。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間における同社の被保険者は23人確認できるが、そのうち連絡先の判明した6人に照会したところ、4人が「申立人は申立期間、継続してA社に勤務していた。」としていることから、申立人が申立期間において同社に継続して勤務したことが認められる。

また、この同僚4人のうち、申立人と同じ事務職であった1人は、申立期間に厚生年金保険の被保険者となっている上、「申立人とは勤務形

態や業務内容等は同様であった。」と供述しているほか、1人（営業職）は「申立人は申立期間及びその前後の期間において勤務形態や業務内容等の変更は無かったので、申立期間のみが未加入となっているのは考えられない。」と供述している。

さらに、申立人は「昭和29年5月1日から37年3月31日まで同じ事業主の下で働き、その間一度も退職、休職はしていない。」と供述しているところ、オンライン記録によると、当該期間、申立人は申立期間を除き、A社及びその関連事業所に勤務しており、申立期間のみ欠落していることは不自然である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳における昭和30年1月の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散し、事業主も死亡しており、このほか確認できる関連資料及び周辺事情は無いものの、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和30年2月から同年9月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 9 月から 43 年 12 月まで  
申立期間については、A 県 B 所（現在は、A 県立 C 校）に勤務していた。県の機関であり厚生年金保険の加入手続は適切に行われていたと思うので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 県 B 所（以下「B 所」という。）の同僚の供述により、申立人が、申立期間に B 所で勤務していたことは認められる。

しかしながら、A 県では、昭和 39 年 7 月以降、内規により、2 か月を超える雇用期間を定めて任用される臨時的任用職員については厚生年金保険の加入対象としているが、A 県本庁で保管する当該人事記録の中に申立人の氏名は確認できない。

また、申立期間当時の B 所の人事担当者は「申立人を厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」と供述しているほか、申立人と同じ身分、勤務形態であった申立人の前任者も「自分は厚生年金保険には加入していなかった。」と供述している上、オンライン記録によると、同人に厚生年金保険の加入記録は無い。

さらに、B 所は、「申立期間当時の人事記録等を保存していない。」と回答していることから、申立人の申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料を得ることができない。

加えて、B 所の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間において申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与

から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険の被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 5 月 15 日から同年 7 月 8 日まで  
② 平成 2 年 4 月 6 日から同年 6 月 5 日まで  
③ 平成 2 年 6 月 22 日から同年 8 月 28 日まで  
④ 平成 2 年 10 月 18 日から 3 年 1 月 19 日まで  
⑤ 平成 3 年 3 月 12 日から同年 8 月 22 日まで  
⑥ 平成 7 年 1 月 1 日から同年 2 月 25 日まで

社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、各申立期間の船員保険の加入記録が無い旨の回答を得た。申立期間①については、A社のB丸に、申立期間②については、C社（現在は、D社）のE丸に、申立期間③及び④については、F社（現在は、G社）のH丸に、申立期間⑤については、I社のJ丸に、申立期間⑥については、K社のL丸に乗船していたのに、各申立期間が船員保険に未加入となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の所持する船員手帳の記録により、申立人がA社のB丸に二等機関士として乗船していたことが確認できる。

しかし、申立人は、A社には、臨時的な身分で勤務したとしているところ、申立期間①前後に同社での船員保険の加入記録がある従業員は、「臨時的な船員として派遣されて乗船したのであれば、船員保険に加入していない可能性が高い。当時は、船員の交代が多く、身分のはっきりしない者も多かった。」と供述している。

また、A社は、申立期間①当時の人事記録、賃金台帳等の資料は廃棄し

ており、当時の事務担当者も退職しているため、申立人が船員保険に加入していたか否かについては不明であると回答している。

2 申立期間②について、申立人の所持する船員手帳の記録により、申立人がC社のE丸に機関長として乗船していたことが確認できる。

しかし、申立期間②当時のE丸の船長に確認したところ、申立人のことは覚えていないほか、当時のC社での船員保険の加入基準や保険料控除についても不明と供述している。

また、上記の船長は、オンライン記録により、申立期間②に船員保険に加入していないことが確認できることから、C社では、乗船した船員全員を必ずしも船員保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、D社に確認したところ「当時、E丸の労務管理は、外注していたが、外注先事業所は既に廃業しており、船員保険の加入状況等は不明である。」と回答している。

加えて、オンライン記録により、申立期間②当時、C社での船員保険の加入記録が確認できる従業員に、申立人の同社での船員保険の加入等について照会したが、回答のあった3人からは具体的な供述を得ることはできなかった。

3 申立期間③及び④について、申立人の所持する船員手帳の記録により、F社が所有するH丸に一等機関士として乗船していたことが確認できる。

しかし、F社の当時の人事担当者に照会したところ、「当社の船員であれば全員を船員保険に加入させていた。当時、派遣会社から多くの船員を入れていたが、派遣船員の場合には派遣元が加入させることになる。申立人も派遣船員だったと思われるが、震災により人事関係書類が消失しており、申立人が当時、当社の船員であったのか、派遣船員であったのかを含め、分からない。」としている。

また、申立人の船員手帳により、申立期間③又は④の間に申立人と共にH丸に乗船したことが確認できる船長3人のうち2人は、オンライン記録により、船員保険に加入していないことが確認できることから、F社では、乗船した船員全員を必ずしも船員保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、オンライン記録により、申立期間③又は④当時、F社で船員保険の加入記録が確認できる従業員に、申立人の同社での船員保険の加入等について照会したが、具体的な供述を得ることはできなかった。

4 申立期間⑤について、申立人の所持する船員手帳の記録により、I社が

所有するJ丸に三等機関士として乗船していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録により、申立期間⑤前後のI社で船員保険の加入記録が確認できる複数の同僚は、「船員保険に加入するか否かは、会社と個人の契約によっていた。手取り額を増やすため、船員保険の加入を望まない者もいた。」と供述している。

また、申立人の船員手帳により、申立期間⑤にJ丸に乗船したことが確認できる2人の船長のうち1人は、オンライン記録によりI社で船員保険に加入している一方、残る1人は当該期間の加入記録が確認できないことから、I社では、乗船した船員全員を必ずしも船員保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、I社は、当時の船員保険の加入記録等は廃棄しており、既に当時の担当者もいないため詳細は不明であると回答している。

- 5 申立期間⑥について、申立人の所持する船員手帳の記録により、申立人が、K社が所有するL丸に次席一等機関士として乗船していたことが確認できる。

しかし、K社の当時の事務担当者であった元事業主の妻に確認したところ、「既に当時の書類を廃棄しており、申立人がどのような契約であったか確認はできないが、短い期間の雇用の方でも、船員保険に入れてほしいという人にはきちんと手続を行っていた。しかし、中には船員保険に入るよりも手取りが多い方がいいという方もいて、そういう場合には船員保険に入れない場合もあった。加入記録が無いならば、申立人とは、船員保険に入らないという契約だったのではないか。」と供述している。

また、申立人が申立期間⑥当時乗船していたL丸の当時の船長に確認したところ、「船員保険の加入については、会社との話し合いで決めていたようである。」と供述している。

さらに、申立期間⑥当時、住民票があったM市に照会したところ、申立期間⑥を含む平成4年11月6日から9年10月1日まで申立人が国民健康保険に加入していたことが確認できる。

このほか、各申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として各申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年ごろから 51 年ごろまで  
昭和 35 年ごろから 51 年ごろまで、1 年のうち冬場の 4 か月くらい A 事業所に鉄筋工として出稼ぎに行っていたのに、この間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険加入記録により、申立人が、申立期間のうち、昭和 46 年 12 月 1 日から 47 年 3 月 21 日まで、47 年 5 月 25 日から同年 8 月 10 日まで、48 年 10 月 5 日から 49 年 3 月 24 日まで、49 年 6 月 17 日から 50 年 2 月 24 日まで、50 年 6 月 17 日から同年 8 月 10 日まで及び 50 年 12 月 11 日から 51 年 3 月 16 日まで A 事業所で勤務していたことは推認できる。

しかし、事業所別被保険者名簿によると、A 事業所は昭和 48 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間の大半の期間は適用事業所となっていない期間であることが確認できる。

また、申立期間当時の事業主（代表者）は連絡先不明のため、オンライン記録より、申立期間経過後である昭和 52 年 5 月 1 日以降の事業主に照会したところ、「申立期間当時、出稼ぎ労働者（季節工）は厚生年金保険に加入させていなかった。自分が事業主となってからも同様であった。」と供述している。

さらに、申立期間当時、A 事業所に勤務していた複数の社員（通年勤務）は、いずれも、「出稼ぎ労働者は厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と供述しており、オンライン記録によると、これら社員が氏名を挙げた出稼ぎ労働者 7 人はいずれも A 事業所における厚生年金保険の加

入記録が確認できない。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、申立期間を通じて国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。